

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認に関する事務 ⑧ 療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務
③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステム) 国民健康保険事務処理標準システム オンライン資格確認等システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24、44項 国民健康保険法第45条第5項、第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--------------------	---------------------------------------

②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、83、87、95の2、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項
	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70の項

〈オンライン資格確認に係る準備業務〉
 1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためだけではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)
 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活課
②所属長の役職名	市民生活課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1801
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民生活課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1806
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録や副本登録時には、本人確認を徹底し、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報により行うことを厳守している。これに加え、当該事務においては、特定個人情報の取扱いにおいて手作業が介在する局面で次のような対策を講じている。 ・入力作業においては、必ず複数人で確認を行い、入力ミスがないようにする。 ・個人情報を含む書類やUSBメモリの管理は、パスワードによる保護や施錠保管を徹底し、複数人で確認する体制を取っている。 ・郵送する場合には、宛先や内容を複数人でダブルチェックし、情報漏洩を防止している。 これらの対策により、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報1. ③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム	事前	平成30年度制度改正に伴い、市町村と国保連合会の間にマイナンバーを含む資格情報の連携が必要なため。
平成29年5月31日	I 関連情報5. ②所属長	市民課長	市民課長 河野 雄二郎	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年10月10日	I 関連情報1. ③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 次期国保総合システム	事後	平成30年度制度改正に伴い、市町村と国保連合会の間にマイナンバーを含む資格情報の連携が必要なため。
平成30年9月27日	I 関連情報1. ③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 次期国保総合システム	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報5. ②所属長の役職名	市民課長 河野 雄二郎	市民課長	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	新様式による追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月6日	I 関連情報4、②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二	事後	
令和1年12月6日	I 関連情報8. 連絡先	—	Eメールアドレスの削除	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	
令和2年4月10日	I 関連情報1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月10日	I 関連情報1. ③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステム)	事後	
令和2年4月10日	I 関連情報3.法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月10日	I 関連情報4.②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、43、58、62、78、80、 87、88、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8 条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第 15条、第19条、第20条、第22条の2、第24 条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第 33条、第41条の2、第43条、第44条、第46 条、第49条、第53条、第55条の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(4 2、43の項) 2. 別表第二主務省令 第25条、第25条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、43、58、62、78、80、 87、88、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8 条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第 15条、第19条、第20条、第22条の2、第24 条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第 33条、第41条の2、第43条、第44条、第46 条、第49条、第53条、第55条の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(4 2、43の項) 2. 別表第二主務省令 第25条、第25条の2</p> <p>〈オンライン資格確認に係る準備業務〉</p> <p>1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためだけではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年4月10日	I 関連情報5. ①部署	市民課	市民生活課	事後	
令和2年4月10日	I 関連情報5. ②所属長の役職名	市民課長	市民生活課長	事後	
令和2年4月10日	I 関連情報8. 連絡先	市民課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築 377番地1 TEL 0978-62-1806	市民生活課 〒873-0001 大分県杵築市大字 杵築377番地1 TEL 0978-62-1806	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	I 関連情報4.②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、43、58、62、78、80、 87、88、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) 2. 別表第二主務省令 第25条、第25条の2</p> <p>〈オンライン資格確認に係る準備業務〉</p> <p>1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためだけではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、43、58、62、78、80、 87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) 2. 別表第二主務省令 第25条、第25条の2</p> <p>〈オンライン資格確認に係る準備業務〉</p> <p>1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためだけではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和1年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和1年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月17日	IVリスク対策8. 実施の有無	[○]外部監査	[]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I 関連情報1. ③システムの名称	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステム)	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステム) 国民健康保険事務処理標準システム	事前	
令和3年11月26日	I 関連情報4.②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、43、58、62、78、80、 87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8 条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第 15条、第19条、第20条、第22条の2、第24 条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第 33条、第41条の2、第43条、第44条、第46 条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の 3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(4 2、43の項) 2. 別表第二主務省令 第25条、第25条の2</p> <p>〈オンライン資格確認に係る準備業務〉</p> <p>1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連 携のためだけではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第 2項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、43、58、62、78、80、 87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8 条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第 15条、第19条、第20条、第22条の2、第24 条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第 33条、第41条の2、第43条、第44条、第46 条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の 3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(4 2、43の項) 2. 別表第二主務省令 第25条、第25条の2</p> <p>〈オンライン資格確認に係る準備業務〉</p> <p>1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連 携のためだけではなくオンライン資格確認の準 備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第 2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年9月1日	事前	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年9月1日	事前	
令和5年3月6日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和4年10月1日	事後	
令和5年3月6日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和3年9月1日	令和4年10月1日	事後	
令和5年3月6日	IVリスク対策8. 実施の有無	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和5年11月15日	I 関連情報1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認に関する事務 ⑧ 療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月15日	I 関連情報1. ②事務の概要	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステム) 国民健康保険事務処理標準システム	Acrocity国民健康保険(資格) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステム) 国民健康保険事務処理標準システム オンライン資格確認等システム	事後	
令和5年11月15日	I 関連情報3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和5年11月15日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月15日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月15日	IVリスク対策8. 実施の有無	[○]外部監査	[]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認に関する事務 ⑧ 療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定</p>	<p>国民健康保険法及び法令に基づく条例による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③ 保険給付の支給に関する事務 ④ 被保険者の保険医療機関等に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑦ オンライン資格確認に関する事務 ⑧ 療養給付費等の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務</p>	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報3. 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第5号) 第24条</p> <p>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	<p>番号法第9条第1項、別表24、44項</p> <p>国民健康保険法第45条第5項、第113条の3第1項及び第2項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報4.②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、43、58、62、78、80、 87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) 2. 別表第二主務省令 第25条、第25条の2</p> <p>〈オンライン資格確認に係る準備業務〉</p> <p>1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためだけではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためだけではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項</p>	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和5年10月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和5年10月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録や副本登録時には、本人確認を徹底し、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報により行うことを厳守している。これに加え、当該事務においては、特定個人情報の取扱いにおいて手作業が介在する局面で次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力作業においては、必ず複数人で確認を行い、入力ミスがないようにする。 ・個人情報を含む書類やUSBメモリの管理は、パスワードによる保護や施錠保管を徹底し、複数人で確認する体制を取りている。 ・郵送する場合には、宛先や内容を複数人でダブルチェックし、情報漏洩を防止している。 <p>これらの対策により、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月23日	I 関連情報4.②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項</p> <p>〈オンライン資格確認に係る準備業務〉 1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためだけではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、83、87、95の2、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70の項</p> <p>〈オンライン資格確認に係る準備業務〉 1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためだけではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和8年1月23日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和7年10月1日	事後	
令和8年1月23日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和7年10月1日	事後	